

# 告訴状

札幌地方検察庁検察官 殿

令和 8 年 1 月 13 日

(告訴人)

住 所

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2-23  
ノースタウンハウス 222

氏 名

連絡先

電話番号：090-2392-8284  
FAX：011-788-5132

(被告訴人)

住 所

氏 名

(氏名と推測される)

連絡先

電話番号

## 第1 告訴の趣旨

被告訴人は下記 詐欺未遂罪

\* 刑法 246 条 詐欺罪

\* 刑法 250 条 未遂犯処罰規定

人を欺いて金銭を騙しとろうとする行動に実行着手してため、  
よって厳しく処罰されたく、ここに告訴する。

刑法第 246 条 (詐欺)

第1項

人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の拘禁刑（懲役）に処する。

第2項

前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

## 第2 告訴事実

(日時)

令和7年11月20日 午前10時00分頃

(場所)

### (犯罪事実の具体的な内容)

- ① 被告訴人による住宅火災保険金目当ての偽装行為
- ② 被告訴人による告訴人に対する保険会社への保険金請求を促す欺罔行為

被告訴人が告訴人に対して、2階に居住する告訴人宅が原因による被告訴人店舗事務所である階下への水漏れの報告を受け、被告訴人と共に当該店舗事務所にて被害状況を確認した後に、②住宅火災保険水漏れ事故保険金請求を、被告訴人が告訴人に促した。

前回の水漏れ保険事故とは異なり、今回2回目の同一である保険事故請求については、告訴人宅に於いて、全く事故を生じさせる要因や見地は一切見受けられていなかった。

また、被告訴人事務所フロアに於ける天井から落下していた水漏れの存在を主張していた  
①被告訴人による、霧吹きでフロアに水の散布を試みようとした行為について偽装行為が疑われた。

### (犯罪事実との認識に至った経緯)

告訴人宅を原因とする被告訴人店舗への水漏れ被害による損害保険事故が発生したばかりであるが、当時の状況に於いては 告訴人の自己によるシャワートイレの設置行為を原因とした水漏れが告訴人自らも一見で判断可能な状況であったため、心当たりが存在したが、今回の案件については全く原因を生じ得ない通常の生活活動に於いて、告訴人宅内に於いても、事故を生じさせる要因や見地は一切見受けられていなかった。

また、当該告訴状提出の数日後に提出した告訴状内容の補足訂正案内を貴府より受けた告訴人の心情に於いて、被告訴人の反省による保険金請求の催促等が無き事を信じて、貴府の案内通り告訴事実内容の訂正書面を自身にて留保していたが、

2026年1月12日 午後01:00頃、被告訴人による告訴人に対する3度目となる  
新たな水漏れ事故報告を受け、現場に同席して天井裏を開放していた為確認をしたが、

地上店舗内フロアに滴り落ちるほどの水漏れは確認出来ず、また 前回と同様に告訴人宅内に於いても、事故を生じさせる要因や見地は一切見受けられていなかった。

その際に告訴人が被告訴人に対して、設備損壊による水漏れを原因とする可能性を指摘し、被告訴人事務所の管理会社の名称を尋ねたところ、被告訴人は頑なに回答を拒否した経緯が存在する。

#### ＜告訴の決断に至った各種添付書面＞

\* 2023 年 3 月 8 日 保険事故に於ける各種保険金請求書面写し・ 5 通

\* 2023 年 11 月 20 日 当該案件に於ける被告訴人より渡された書面・ 3 通(写真 7 枚含む)